

会議録要点記録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年度第1回）
2	開催日時	令和7年3月25日（火） 13時25分～14時15分
3	開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第1会議室
4	出席者	＜委員＞ 姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員10名 ＜事務局＞ 総合教育監、こども未来局長、教育保育部長、こども育成部長、子育て支援室長、こども支援課長、幼保連携政策課長、こども保育課長、こども総務課長、子育て支援室主幹、こどもの未来健康支援センター所長、保健所健康課長、教育企画室長
5	傍聴人数	0名
6	次第	1 開会 2 議題 (1) 姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」策定に関する報告（資料1、2、3、4、5、6、7、8） (2) 姫路市社会福祉審議会規程の一部改正について（資料9） 3 閉会
7	配布資料	・会議次第 ・資料1：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」本編（案） ・資料2：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」別冊1「施策の体系における具体的な取組」（案） ・資料3：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」別冊2「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策」（案） ・資料4：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」別冊3「姫路市子育て支援に関するアンケート調査報告書」（案） ・資料5：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」別冊4「姫路市子ども・若者意識調査報告書」（案） ・資料6：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」別冊5「姫路市子どもの生活実態調査報告書」（案） ・資料7：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」概要版（案） ・資料8：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」やさしい版（案） ・資料9：姫路市社会福祉審議会規程の一部改正について

8 会議の要点内容 以下のとおり	
事務局	1 開会 (13:25) 【総合教育監より挨拶】
総合教育監	本日は本分科会にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日報告する、姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく計画であるとともに、こども・若者及び子育て世帯に関する様々な計画を兼ねたものであり、この度初めて策定する計画である。この計画の策定に当たって、市民アンケート調査やパブリック・コメントにより多くの市民の皆様のご意見を伺い、またパブリック・コメントとは別に、未成年のこどもの皆様を対象とした意見募集を実施し、600人を超える方々からご意見をいただいた。これらのご意見を踏まえ、市長の附属機関である「姫路市子ども・子育て会議」において十分に調査審議を行っていただいた上で、本日、本分科会委員の皆様にご説明させていただくものである。委員の皆様には、計画の内容や今後の本市における児童福祉の取組の方向性について、専門的または総合的な見地からご意見を頂戴したい。
事務局	2 議題 (1) 姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」策定に関する報告 【資料1、2、3、4、5、6、7、8について説明】
分科会長	事務局から説明をいただいたが、ご質問・ご意見をいただきたい。
委員	資料1について、10ページの図のタイトル「年齢3区分別人口の推移」には括弧がついていないが、32ページの図のタイトル「今後、利用したいと思う平日の定期的な教育・保育事業」には括弧がついているというように、表や図によってタイトルに括弧がついていないものについているものがある。統一した方が良いのではないかな。 また、資料1に掲載の表や図のタイトルがすべて、その表や図の上部に配置されているが、表の場合はその表の上部に、図の場合はその図の下部に、配置するのが一般的で、見やすいのではないかな。
事務局	表や図のタイトルへの括弧の有無について、統一できておらずお詫びする。 本来は、タイトルには括弧をつけない方が適切と思われるが、32ページ以降の市民アンケート調査の結果については、各アンケート調査の報告書からの抜粋としており、元の報告書に括弧がついているため、資料1の計画書でも同じ表記方法としている。そのため、10ページ以降の「(1) こども・若者に関するデータ」と32ページ以降の「市民アンケート調査の結果」で表記が異なっているが、差し支えなければ、資料1のとおりとさせていただきます。 また、表や図のタイトルの配置方法については、ご意見のとおりで、事務局でもその旨

	理解していたが、一般の方々が読まれる際の分かりやすさを考慮し、統一して表や図のタイトルは上部に配置することとしている。
分科会長	表記方法でいうと、本計画での「こども」の表記方法は、こども基本法に関するものについては、すべてひらがなの「こども」、子ども・子育て支援法に関するものについては一部漢字の「子ども」と、それぞれの法令に基づいて表記を統一している。 また、本計画に関するパブリック・コメントを実施した際には、こどもたちを対象にした意見募集を併せて実施し、こどもらしい意見がたくさん提出された。いただいた意見の中でこのプランに反映できるものは取り入れた。また、こどもたちからの意見に対しては、こどもたちの夢を壊さないように配慮した形で、市としての回答を作成いただいている。 なお、資料８の計画のやさしい版についても、こどもたちに分かりやすいように作成されている。 ぜひ委員の皆さんにもご覧いただきたい。
事務局	２ 議題 (2) 姫路市社会福祉審議会規程の一部改正について【資料９について説明】
分科会長	本来、規程の改正は社会福祉審議会の本体会議において決議することとなっているが、姫路市社会福祉審議会条例第１３条第２項に基づき、本分科会における決議をもって審議会の決議とすることとしたいと思う。 意見等はないようなので、資料９の改正案のとおり、規程の改正を行うこととしてよいか。
委員一同	異議なし（拍手）
分科会長	委員の皆さまからの承認が取れたので、本日付けで姫路市社会福祉審議会規程の一部改正について施行するものとする。
分科会長	３ 閉会（14:15）